

富山短期大学学生クラブ会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は富山短期大学学生クラブ会と称する。

(目的及び活動)

第2条 本会は会員のサークル振興とその育成を図るとともに、相互の親睦を深めることを目的とする。

(本部)

第3条 本会の本部は、富山短期大学内に置く。

第2章 組 織

(構成)

第4条 本会は本会に所属するクラブ・サークル加入者をもって構成する。

(所属サークル)

第5条 本会に所属するクラブ・サークルは、次の通りとする。

(組織)

- | | | | |
|------------|----------------|--------------------------|------------|
| (1) 女子軟式野球 | (2) バドミントン | (3) バスケットボール | (4) バレーボール |
| (5) テニス | (6) ソフトテニス | (7) フットサル | (8) 卓球 |
| (9) eスポーツ | (10) 陸上競技 | (11) ダンス | (12) クッキング |
| (13) 創作 | (14) アナウンス | (15) 茶道 | (16) 軽音楽 |
| (17) フォト | (18) 図書館 | (19) 服飾デザイン | (20) 園芸 |
| (21) 子育て支援 | (22) ポプラプロジェクト | (1)～(11)運動系、(12)～(22)文化系 | |

第6条 本会は次の組織をもつ。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) クラブ会委員会

第1節 総 会

(構成・権限)

第7条 総会は会員によって構成され、本会の最高議決機関であり、本会の基本方針を決する。

(召集)

第8条 総会は次の場合、クラブ会委員長が召集する。

- (1) 年2回の定例総会の場合
- (2) 役員会が必要と認めた場合
- (3) クラブ会委員会の要求があった場合
- (4) 会員の3分の1以上の要求があった場合

(開催)

第9条 総会は会員の過半数の出席を以て成立し、出席会員の過半数によって決する。

(役員)

第10条 総会の議長・副議長は委員長によって指名され、出席会員の過半数の承認を必要とする。

(決議)

第 11 条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 活動報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 役員会から提出された事項
- (4) 委員会から提出された事項
- (5) 会則改正に関する事項

(会員投票)

第 12 条 総会が開催不可能又は流会になった場合、委員長は総会に代わるものとして、次により会員投票を行なうことができる。

- (1) 有効投票数の過半数をもって決議される。ただし、有効投票は会員の過半数でなければならない。
- (2) 会員投票の投票管理は、選挙管理委員会がこれにあたる。

第 2 節 役 員 会

(機能)

第 13 条 役員会は、本会の最高執行機関で、総会及び委員会の議決事項の執行にあたる。

(構成)

第 14 条 役員会は、次の役員をもって構成する。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) クラブ会委員長 | 1 名 |
| (2) クラブ会副委員長 | 1 名 |
| (3) 会計 | 2 名 |
| (4) 書記 | 2 名 |
| (5) 渉外 | 2 名 |

(役員選出)

第 15 条 クラブ会委員長は、会員による投票によって選出する。その他の役員は、クラブ会委員で互選し、総会で承認されなければならない。

(役員の仕事)

第 16 条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 委員長は、本会を代表し、本会の全般的執務及び委員会を統轄する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある場合は、その仕事・権限を代行する。
- (3) 会計は、委員長を補佐し、本会の財務業務について責任を負う。又、本会の経費の徴収、支出の管理、予算決算の作成等の財政業務を行い、定例総会に於いて決算報告を行なう。
- (4) 書記は、委員長を補佐し、本会の事務手続きについての責任を負う。又、必要とする会議に出席し、議事の記録にあたる。又本会の会報、書類作成及び保存にあたる。
- (5) 渉外は、委員長を補佐し本会の渉外事務に責任を負う。

(召集)

第 17 条 役員会は、委員長が必要と認めた場合又は過半数の役員が要求があった場合委員長が召集し、役員の過半数をもって開催することができる。

(任期)

第 18 条 役員の任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。

第3節 クラブ会委員会

(任務)

第19条 委員会は総会をのぞく事業についての議決機関である。

(構成)

第20条 委員会は各サークルから選出された1名ずつのクラブ会委員によって構成される。

(任務・権限)

第21条 クラブ会委員会は、本会の目的遂行のための諸問題を審議・決議する。

2 クラブ会委員は、クラブ会をより活発にするために議案・審議に参加する義務を有し、議決事項の討議・決議にあたる。

3 クラブ会委員は、委員会において、議長の要求があればその活動状況を報告しなければならない。

(議決)

第22条 クラブ会委員会は、クラブ委員の過半数以上の出席をもって成立し議事は出席委員の過半数で決する。但し同数の場合は議長の採決による。

(役員)

第23条 クラブ会委員会の役員は、次のように定める。

- (1) クラブ会委員会議長 1名
- (2) クラブ会委員会副議長 1名
- (3) その他、必要に応じて委員会の議決により、臨時に役員を設けることができる。

(召集)

第24条 クラブ会委員会は、毎週1回定例委員会を開き、その他次の場合は議長がこれを召集し、臨時委員会を開くことができる。

- (1) 議長が必要と認めた場合
- (2) 役員会の要求があった場合
- (3) クラブ会委員の3分の1以上が必要と認めた場合

(代理人)

第25条 クラブ会委員は、委員会に出席できない場合は、議長に委任状を提出し、代理人をたてなければならない。但し、代理人を出す場合はクラブの過半数の承認を必要とする。

(議長)

第26条 議長は、委員会の円滑な議事進行をはかり、委員の必要外の発言を拒否する権限を有する。

- 2 議長は無届けで委員会を欠席した委員に対して警告を発する権限を有する。
- 3 議長は議事進行に支障をきたすと認めた場合はその委員を退場させることができる。
- 4 議長は必要に応じて参考人を呼ぶことができる。

(任期)

第27条 クラブ会委員の任期は1月1日より12月31日までとする。

(更選・辞任)

第28条 クラブ会委員の更選辞任は、クラブ会委員の過半数の同意を必要とし、辞任した場合はそのクラブは一週間以内に補選しなければならない。

2 クラブ会委員会は議長もしくは副議長の任務遂行不適と認めた場合、又議長、副議長の辞任届けを委員の過半数によって認めた場合は、2週間以内に補選しなければならない。

第3章 不 信 任

(不信任案)

第 29 条 会員は、その3分の1以上の連署をもって役員に対する不信任案をクラブ会委員会に提出することができる。

(不信任案審議)

第 30 条 不信任案が提出された場合、クラブ会委員会において受理検討の後、1週間以内に総会の開催を要求し、総会はこの不信任案を審議しなければならない。

第4章 会 計

(機能)

第 31 条 本会の会計は、クラブ会会計がこれを総括して管理する。

(収入・会費)

第 32 条 本会の会計は、会費及びその他の収入をもってこれにあて会費は年額 500 円としクラブ加入と同時に納入する。

(会計年度)

第 33 条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(決算報告)

第 34 条 各クラブ会計は委員会または役員会の要請がある場合は出納明細表を提出しなければならない。年度終了後には、決算報告書を役員会を経て、総会に提出しなければならない。

第5章 会 則 改 正

第 35 条 本会則の改正が 20 名以上の連署によってクラブ会委員会に提出された場合、クラブ会委員会では受理検討の上クラブの総会にかける。

第 36 条 本会則改正が決議された場合には、会則改正委員会を設けて起案する。但し、会則改正の委員に関しては、クラブ委員会でこれを決する。

第 37 条 本会則の改正案は、全会員の3分の2以上の賛成をもって決定する。

第6章 補 則

第 38 条 本会で定められていない事項及び本会則の解釈に疑惑が生じた場合、クラブ会委員会において審議する。